

特別区職員の給与に関する報告及び勧告の概要について
(令和5年)

- 1 勧告月日 令和5年10月11日
- 2 勧告内容
 月例給 公民較差(0.98%)を解消するため、初任給及び若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給について給料月額を引上げ
 特別給 年間支給月数を0.1月引上げ

3 公民給与の比較

(1) 職員と民間の給与の比較

ア 特別区、民間双方に共通する事務・技術の職務に従事する職員及び民間従業員の4月分給与について、その職務の種類別に責任の度合い、学歴、年齢の条件が対応すると認められる者同士を比較している。対象職種は行政職給料表(一)が適用される事務・技術職員と同種の仕事に就いている民間従業員としている。

イ 民間給与実態調査の内容(令和5年4月)

調査対象規模	企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所
事業所数	特別区内民間10,018事業所の内1,112事業所を無作為抽出
調査実人員	46,839人
対象職種	76職種

(2) 公民較差

○月例給

民間従業員	職員	公民較差
383,184円	379,462円	3,722円(△0.98%)

○特別給

民間支給割合	職員支給月数	公民較差
4.64月分	4.55月	0.09月